

中期目標・中期計画（素案）

岡山大学

平成15年 9月26日

中 期 目 標 ・ 中 期 計 画 (素 案)

平成15年9月
岡山大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>人類社会は、知の創成と集積、さらにその継承によって発展を遂げてきた。21世紀以降、人類社会が真に安定的、持続的に進化し続けるためには、より高度で革新的な知的基盤の構築が必要となる。大学は、公的な「知の府」として、人類社会から付託されたこの基本的命題を解決するために最大限の努力をしなければならない。</p> <p>岡山大学は、平成12年3月、「21世紀の岡山大学構想」を制定し、その学術目標として「自然と人間の共生」を掲げ、人類社会貢献の基本的指針としてきた。法人化による大学の再構築に際し、これをより高度総合化した目標 - 人間社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築 - に発展させる。その達成のため、我が国有数の総合大学として、全学をあげて以下の基本事項を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学におけるあらゆる活動の源泉は先進的かつ高度な研究の推進にある。本学は、常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、国際的上位の研究機関となることを指向する。 ・ 社会の公器として、大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させる。教育は、本学の高度な研究活動の成果を基礎として、主体的に知の創成に参画しうる能力を涵養するとともに、豊かな人間性の醸成を支援し、国内外の社会において中核的に活躍しうる人材を養成する。 ・ 研究、教育の目標を効果的に達成するため、大学に賦存する人材、財政、施設設備などの資源をトップマネジメントにより戦略的に利活用する。 ・ 公的機関としての社会への説明責任を果たすため、研究、教育、管理運営のすべての分野において不断の自己点検評価を実施し、その結果を的確に大学改革に反映させる。 	

<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は，平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため，別表に記載する学部，研究科，附置研究所等を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 豊かな教養と深い専門的学識を培うことにより，総合的での確な判断力と課題探究能力を獲得させ，卒業後，様々な社会的・国際的状況下において指導的活動のできる人材を育成する。</p> <p>[学士教育] (教養教育) 人類が築き上げてきた広汎な知の体系への関心を喚起して幅広い教養を養い，豊かな人間性の涵養を図る。教養教育の成否は後続の教育課程の成果に密接に関与することに鑑み，専門教育に必要な基礎的学力を着実に身に付けさせるとともに，総合的な思考能力の養成，人格形成期にある青年に対する全人教育を実施する。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置（各年度の学生収容定員は，別表添付） 学士教育（教養教育・学部専門教育），大学院教育を通して，課題探究能力と課題解決能力の習得を徹底させ，総合的での確な判断力を涵養する教育体系を確立する。さらに，リーダーとして具備すべき基本的資質である高い倫理性と広範な国際性を習得させる。</p> <p>教育の成果・効果（目標達成度）を厳密に検証するため，入試成績と入学後の成績の追跡調査，学生・同僚による授業評価，就職先企業・団体等に対するアンケート，外部評価機関による第三者評価（国際基準に基づく客観的評価），卒業生・外部有識者による教育評価等を実施する。また，到達目標を明示した教育体系を社会に公表するとともに，学生に対しては厳格な成績評価等により学習達成度の把握に努める。</p> <p>卒業後の進路等の観点から，教育内容の点検・適切化を不断に行い，大学院入学試験，種々の国家試験・資格試験，公務員試験，民間企業・各種団体機関（教育研究，医療福祉など）の就職試験等における合格率，就職率の向上に努める。</p> <p>[学士教育] (教養教育) 全学共通に実施する教養教育では，以下の諸点を重視して基本目標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたる学習習慣の獲得 ・課題探究指向性の獲得 ・社会倫理に調和した自我の確立（人格形成） ・専門教育の学習に耐え得る基礎学力の習得 ・実用的な外国語能力の習熟 ・必要十分な情報処理能力の習熟 ・人権及び異文化に対する理解 <p>教養教育の目標を達成するため，教育開発センターは，全学の人的資源を最大限活用して</p>

(学部専門教育)

専門分野の高度化・多様化，新たな先進分野の展開，急速な技術革新，価値観の多様化などを伴う現代社会の変動的に対応し，卒業後，社会の様々な分野で指導的役割を担いうる専門家を育成する。

【大学院教育】

国際社会において高く評価される研究成果の創出を基礎として，創造性豊かな自立した研究者の養成，各分野のリーダー育成，高度な専門知識を駆使し社会に貢献できる専門職業人の養成とその再教育を行う。

教養教育プログラムの開発を行い，その実践を主宰する。

(学部専門教育)

学部専門教育においては，以下の諸点を重視して基本目標の達成を目指す。

- ・各領域のコアとなる専門知識の習得を徹底させる。
- ・各領域は，常に社会が求める人材の在り方を的確に把握し，社会の要求に対応し得る人材の育成を図る。
- ・国際化社会において専門分野の学習成果を駆使して活躍するための外国語によるコミュニケーション能力の習熟を図る。

【大学院教育】

大学院教育では，急速な学術の高度化に対応した柔軟なカリキュラムの編成，専門分野に応じたコア・カリキュラムの提示などにより，教育実施体制の強化を図るとともに，以下の諸点に重点をおき，基本目標の達成を目指す。

- ・幅広い文化知識，複合的な視野，豊かな人間性を備え，伝統文化や自然環境の保全等と高度産業社会の発展を調和させ得る知識人の育成を図る。併せて，高度な教育実践力を有する教育専門職の養成を図る。
- ・人類の持続的な発展を支える高度科学技術の発展に主体的に貢献し得る人材の育成を図る。
- ・生命科学に関する高度の専門知識と広範な学際的知識を身につけ，かつ社会性，倫理性を備えた医療人，研究者の養成を図る。

(2) 教育内容等に関する目標

【学士課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する基本方針

岡山大学が求める資質の入学者を獲得するため，入学者選抜制度の見直しと適切化を図るとともに，大学入試制度は，初等中等教育に甚大な影響を及ぼすことに鑑み，我が国の教育システムに調和した入学者選抜方法への改善を図る。

2) 教育課程に関する基本方針

豊かな人間性と高い倫理性を備え，高度な科学技術社会において指導的な役割を担いうる人材の育成を目標として，教養教育と学部専門教育の均衡のとれた教育課程の構築を図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

各学部・学科の入学者受入れ方針（求める学生像，学生募集方法，入試の在り方等）を明確にする。

併せて，入学者受入れ方針に関する情報・広報活動等の充実を図る。

各学部・学科の望む学生像と，受験する学生の求める大学像のマッチングが可能となる入学者選抜方法として，AO入試等の導入を検討する。

また，入学後の進路変更に対応するための体制づくりを行う。

2) 教育課程に関する具体的方策

各学部は不断にカリキュラムの見直しを行い，多様な教育ニーズに沿った，弾力的で幅広いカリキュラム編成を行うとともに，卒業時の質の確保を重視して独自の教育企画立案を行う。

高等教育における学士教育（教養教育，学部専門教育）及び大学院教育の役割と位置付け

3) 教育方法に関する基本方針

授業や学生指導で取り扱う題材や内容に則し、教育的に最も効果的な方法と手段の導入を促進し、その現代化と革新を図る。

4) 成績評価に関する基本方針

卒業時における学生の質の確保という岡山大学の社会的責任を果たすため、厳格な成績評価をより一層推進する。

【大学院課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する基本方針

大学院における教育研究活動の活性化を促進し、岡山大学が求める資質の学生を獲得するため、入学者受入れ方針の明確化と入学者選抜制度の改善を図る。

2) 教育課程に関する基本方針

社会の要請に応え、様々な分野で主導的な役割を担う、優れた人材を養成するため、国際水準の教育を積極的に展開し、先進的・学際的分野にも対応した教育課程を構築する。

を明確化し、学士・大学院課程間のカリキュラムの有機的な連携をより一層深めるための改革を推進する。

専門教育における各学部間コーディネート機能を整備し、カリキュラムの学部間相互補完や学際分野の専門教育を可能にする全学的な協力体制を整える。

3) 教育方法に関する具体的方策

授業形態と教育効果の関係を常に点検し、最適な授業形態の採用に努めるとともに、学ぶ者と教える者の「対話と議論」を重視した少人数・討論型授業を積極的に導入する。

TA・RA制度の充実を図る。

授業にIT技術等(プレゼンテーション等)を導入し、その効果的な活用を図る。

教育サービスのコーディネート機能を充実させ、本学が提供する各教育サービスの有機的な連携を図る。加えて、国内外の大学間連携・交流を促進し、学生の多様なニーズに合ったきめの細かい教育サービスの提供を促進する。

優れた課題探究能力を育成するうえで、最も効果的な教育内容と方法に関する検討を行い、教育実践の改善を図る。さらに、望ましい学習習慣と学習法を獲得させるため、授業時間外の指導体制や学習環境の整備充実を図る。

4) 成績評価に関する具体的方策

全ての授業科目について履修者が到達すべき学習目標と成績評価基準をシラバスなどに公表し、学習到達度に対する厳格な成績評価を徹底する。

社会的信頼の獲得と説明責任を果たすため、教育の成果を教育目的・目標とともに公表する。

【大学院課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

教育目的・目標と入学者受入れ方針の公表、大学院入学者選抜方法の改革などにより、入学者選抜の適切化を図る。

2) 教育課程に関する具体的方策

各専攻の授業内容の精選と見直しを進め、コア・カリキュラムの確立を図るとともに、各専攻分野の急速な進展や学問を取り巻く時代状況の変化に迅速に対応できる、柔軟なカリキュラム体系を構築する。併せて、学際性、応用力、実践力を養うための授業科目の整備を行う。

3) 教育方法に関する基本方針

従来の個別的な研究指導を堅持しつつ、少人数教育の長所を生かした高度専門教育の積極的な展開を図る。

4) 成績評価に関する基本方針

成績評価基準を定め、厳格な成績評価を実施する。

3) 教育方法に関する具体的方策

先進的教育内容の教授を常に維持するため、ピアレビューなどにより教授内容の精選と先進化を推進し、全ての授業科目について教育内容をシラバスなどにより公表する。

大学院教育における教育方法や教授内容の国際化を一層推進する

4) 成績評価に関する具体的方策

授業の達成目標に対する到達度を厳格に評価するため、成績評価方法と基準を公表し、その厳格な適用を図る。

自立した研究者・技術者を育成するため、学生の研究活動を適切に評価する方法を検討し、その導入を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

1) 教員組織編成に関する基本方針

望ましい教育環境を速やかに実現し、教育目標を効果的に達成するため、合理的かつ柔軟な教育実施体制を構築する。

2) 教育環境の整備に関する基本方針

岡山大学の教育目標を達成するための教育環境の整備・充実を図る。

3) 教育の質の改善に関する基本方針

教員の教育活動を適切に評価し、その結果を教育の改善に資するためのシステムを構築する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教員組織編成に関する具体的方策

岡山大学が達成しようとする基本的な教育研究目標に則して、また新たな学問の展開や社会状況に則して、人事計画の見直しや人事の柔軟な運用が機動的にできるシステムを整備する。

2) 教育環境の整備に関する具体的方策

学生の自主学習を推進するため、図書館（分館含む。）の機能を充実させるとともに、各学部に自習のためのスペースを確保し、コンピュータ等の設備に限らずソフト面も含めた環境整備を進める。

総合情報処理センターを中核として、学部・大学院等との連携を強化して、キャンパス情報インフラの整備・充実を組織的かつ継続的に推進し、高度に情報化された先進的教育環境の実現を目指す。キャンパス情報基盤の高度化を実現することにより、情報処理教育の強化、自主的な学習環境の整備、電子図書館機能の充実、遠隔教育あるいはオンデマンド型教育の実現などを図る。

3) 教育の質の改善に関する具体的方策

学部・研究科ごとに教育活動の適切な評価方法・評価基準を確立し、教育活動に関する教員の個人評価を実施する。

教育の改善を図るため、大学・学部・研究科の自己点検、第三者評価、学生による授業評価、教員の個人評価等を有機的かつ積極的に活用し、評価結果を適切にフィードバックして、教員の教育についての取り組みの強化を図る。

4) 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する基本方針

教育内容，教育方法の改善を図るため，FD研修活動を推進する。

5) 全国共同教育，学内共同教育等に関する基本方針

総合大学の利点を生かし，全学共通の教育目的・目標を実現するための体制を強化するとともに，他大学との共同教育の推進を図る。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する基本方針

学部においては，学士教育並びに学部間の連携を強化し，専門性を備えた全人教育を実施する。また，研究科においては，国際標準レベルの高度な専門教育を実施する。更に，専門性を充実させるためのフォローアッププログラムを創設する。

4) 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

大学教育に関する研究・開発及び企画立案を担う教育開発センターが中心となり，全学的，組織的に教育内容及び授業方法改善の取り組みを推進する。

学生を積極的にFDに参画させることを通じて，学ぶ者の視点を授業改善に取り込み，有効なFDを展開する。

5) 全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策

固体地球研究センターは，全国共同利用施設として教育研究等のための教育研究基盤に係る設備を整備し，全国技術支援業務・共同教育を行う。

本学の具備する教育資源の再点検評価を行い，それに基づき，遠隔教育システムの利活用など特色ある単位互換制度等の拡充整備を図る。

既存のSCS等を利用した遠隔教育システムの整備を進めるなど，学部・大学院レベルにおける他大学との共同教育体制の機能的充実を図る。

総合大学として本学が具備している教育資源を有効に活用するため，教育開発センターが主体となり，学内共同教育体制の再編整備を図る。

学部専門教育の柔構造化を図るために副専攻制などを導入し，学際的素養と幅広く思考することのできる人材の育成を図る。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

効果的な教養教育に基づく学部の専門性を備えた人材を育成する。

社会からの要請が高い高度専門職業人を養成する。

本学の大学院(文化科学研究科・自然科学研究科・医歯学総合研究科(薬学を併合予定))はいずれも学部領域を超越した分野を総合化して構成されており，この本学研究科の特性を活かして，学問の総合化に基づく教育プログラムの充実・整備をさらに推進する。

新設の大学院法務研究科の教育内容を，自然科学系学部の教育内容と関連づけた特色あるものにするるとともに，産業・技術連携を視野に入れたビジネス・スクールや教育組織マネジメント分野等の専門職大学院を創設するための基盤づくりを推進する。

日本技術者教育認定機構認証をはじめ，各種の国家資格や国際的資格の取得を意図した教育内容・カリキュラムの整備を図る。

卒後臨床研修の必修化に対応した研修プログラムの管理・研修計画の充実を図るなど
医師・歯科医師の卒前・卒後教育の充実を図るとともに、指導医並びに研修医の評価シ
ステムを構築する。また、臨床薬学教育を充実する。

(4) 学生への支援に関する目標

1) 学生の学習支援や生活支援等に関する基本方針

学生の自学・自習活動や課外活動を大学教育の一環として
正面から捉え、ハード、ソフトの両面から、これら「教室外
活動」を支援するための体制整備と「学生生活の充実」を図
るための環境整備を推進する。

2) 生活相談・就職支援等に関する基本方針

利用者である学生の視点に立って、生活健康相談体制、就
職支援体制、ボランティア活動支援体制等の充実・強化を図
る。

3) 経済的支援に関する基本方針

経済的支援の充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

アカデミック・アドバイザー制の導入やオフィス・アワー制の一層の充実を図り、自主学
習及び生活・進路相談における指導体制を強化する。

語学自習設備の充実など、最も効果的に自主学習が行える環境整備を進めるとともに、キ
ャンパス情報インフラをより一層充実させ、学生が情報処理等を日常的に行うことができ
る環境を実現する。

学生生活の利便性を増進し、サークル活動などの課外活動等を活性化・支援するための施
設及びソフト面の充実を図る。

2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

個人的悩みを抱える学生、不適應状態に陥っている学生、セクハラに直面している学生等
に対して、その相談に応じ、適切な指導助言を行うカウンセリング機能の充実強化を図
る。

各学部・学科は、就職資料室の整備や就職担当教員の配置を行うとともに、就職セミナーを
開催するなど、学生のニーズに応えたきめの細かい就職活動支援サービスを提供する。

ボランティア活動を学生による社会貢献の一環として大学教育の中に位置づけ、学生のボ
ランティア活動への参加を適切に評価・支援する体制を整える。

学生の心身の健康を保持増進、エイズなどの感染症に対する予防等のため、保健管
理センターを中心として、学生に対する啓蒙活動を推進する。

障害のある学生からの生活相談に対応し、障害者の修学をサポートするための体制を整備
する。併せて、教職員・学生に対して修学支援に関する啓蒙活動を実施する。また、学内施
設のバリアフリー化を推進する。

3) 経済的支援に関する具体的方策

奨学金などの経済的支援制度の充実や授業料減免制度の活用を図る。

福利厚生施設等の整備・充実を図る。

4) 社会人・留学生等に対する配慮に関する基本方針

リカレント教育の拠点として、また国際社会に開かれた大学として、社会人・留学生等の受入れを推進し、そのための体制を整備・強化する。

4) 社会人・留学生等に対する配慮に関する具体的方策

社会人・留学生等の受入れを推進するとともに、個別指導体制の強化や留学生に対する日本文化の理解促進などにより、多様な教育的背景を有する社会人や留学生の教育に対応する。

社会人の再学習需要に適切に対応し、社会人特別選抜制度の拡大と弾力化を図り、リカレント教育を推進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1) 目指すべき研究の方向性に関する基本方針

岡山大学は、国際水準の研究成果を生み出すことを指向し、我が国における有数の学術拠点となるとともに国際的に評価される研究機関となる。

2) 大学として重点的に取り組む領域に関する基本方針

総合大学の利点を生かし、既存の各学術領域や基盤領域における学術研究の一層の推進を図るとともに、新しい学術の創成を図り、独創的な研究の展開を推進する。

3) 成果の社会の還元に関する基本方針

大学が生み出す知的財産を活用して社会の要請に積極的に応える。

4) 研究の水準・成果の検証に関する基本方針

研究水準を一層向上させるため、研究の水準・成果を的確に検証・評価する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

岡山大学の個性を最大限に活かして、国際水準の研究成果を生み出すとともに、研究活動を通して、国際的に活躍できる優秀な研究者や高度専門職業人を養成・輩出する。さらに、新しい研究領域の開拓を積極的に推進する。

基礎研究を基に大学として重点領域、重点課題として取り組む研究については、プロジェクト研究として、戦略的に推進する。

2) 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

研究担当理事の下に、学内における重点的研究課題・領域を発掘・認定・研究推進支援するための仕組みを構築する。

重点領域としては、当面、次の選定基準を設ける。

- ・優れた学術的成果・実績を有し、引き続き研究拠点形成を担い得る研究領域
- ・学際的・先導的な領域で、今後研究拠点を担い得ると期待できる研究
- ・独創的・画期的成果が期待できる萌芽的研究
- ・研究活動における岡山大学の個性化や地域貢献に資する研究

21世紀COEプログラムに採択された研究拠点への重点支援を行う。

3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

教育、医療、環境等様々な社会の要請を的確に把握し、研究成果を積極的かつ効果的に社会に還元するための取り組みを強化する。

4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

研究の水準・成果の検証のための多元的評価を行い、研究上の競争力を正確に検証すると同時に、真のエクセレンスを特定する。これらの結果に基づいて、新たな競争力創出のための研究支援措置を講じる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

1) 研究者等の配置に関する基本方針

研究者等の配置に関し適正な配置を図り、各学術分野において、質の向上と個性化を推進する。

2) 研究資金の配分システムに関する基本方針

研究内容及び評価に基づいた効率的な配分システムを導入する。

3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する基本方針

各学術分野の研究に必要な基幹設備等の整備・有効活用等に関する全学システムの構築に取り組む。

4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する基本方針

「知の拠点」として、知的財産の創造、知的所有権の創出、取得、管理、及び活用について、適切な対応と管理活用システムの設計に取り組む。

5) 研究の質の向上システム等に関する基本方針

適切な研究活動評価に基づく研究支援体制を整備し、研究活動の一層の活性化を促し、研究の質の向上に努める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究者等の配置に関する具体的方策

研究者の採用に当たっては、公募を原則とし、広く有能な研究者を獲得する。

学長のリーダーシップと的確な研究の水準・成果の検証に基づき、効果的に研究者等の人員を配置するなど、機能的に研究組織の創設・改編・廃止を可能にする制度を策定する。

新研究分野を創成し、推進するために、必要に応じ研究者等の連携や流動化等を含めた全学的支援体制を構築する。

2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

研究資金の配分を一元的に行うことにより、既存の各学術分野の基盤的研究インフラを充実させる。

卓越した研究分野、萌芽的研究分野、社会的ニーズのある研究分野などに重点的な配分を行う。

配分に当たっては、評価結果を重視する。

3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

各学術分野の事情を考慮しつつ、基盤的研究施設・設備の整備充実を行い、全学的共同利用化を図り、効率的利用を促進する。また、図書館の学術雑誌、特に電子ジャーナル・論文引用情報を含む各種データベースの整備などの情報化を促進する。

競争的研究資金等による研究の推進を支援するため、オープン・ラボラトリーなど、学内共同研究スペースを確保する。

4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産の創出の意義と重要性を啓蒙し、それを指向する開発研究を推進する。さらに、研究推進・産学官連携機構（知的財産本部）を中心として、知的財産の戦略的活用を可能とする制度及び環境の充実・強化を図る。

5) 研究の質の向上システム等に関する具体的方策

研究成果の評価による資金配分システムを導入することにより研究水準の向上を図る。

新たな研究上の競争力を創出するための学際的研究への資金投入の円滑化を図る。

6) 全国共同研究, 学内共同研究等に関する基本方針

組織の枠を越えた研究上の連携を進め, 全国共同研究, 学内共同研究を推進し, 新たな研究上の競争力を創出する。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する基本方針

各学部・研究科・附置研究所が掲げる研究目標を達成するための体制のさらなる整備充実を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標

1) 社会との連携, 協力に関する基本方針

社会が抱える多様な課題を解決するために, 総合大学の利点を活かし, 大学の知や技術の成果を社会に還元すると同時に, 積極的に地域社会との双方向的な連携を目指す。

6) 全国共同研究, 学内共同研究等に関する具体的方策

固体地球研究センターは, 21世紀COEプログラムに採択された「固体地球科学の国際研究拠点形成」など, 国際的に見てトップレベルの研究を推進する。また, 全国共同利用施設として教育研究等のための研究基盤に係る設備の整備と提供を行うとともに国内・国際共同研究を推進し, この分野における国際研究拠点となるべく努力する。

教員及び教員グループが学外の各種共同研究(各省庁, 自治体, 民間企業あるいは, 全国共同利用施設募集の各共同研究など)に積極的に参加する。

学内共同教育研究施設は, 各領域の研究の高度化等に対応した研究支援体制を強化・促進するとともに, 広く共同研究を企画し, 学内外の研究者を組織することを意図とする。

これらの各種共同研究において得られた成果や経験を発信, 活用するために, 定期的に研究成果の交流の場を設ける。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

各学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制を支えるインフラストラクチャーに関する大学としての見解を明確にし, その経済的支援に関するガイドラインについても検討する。

本学横断的に使用される高度研究機器, 計測機器等に関する効率的な活用と本学の財産としての立場からの保守管理の原則を決める。

学部横断的に分野別研究棟の構築をするなど, 効果的な研究棟の管理運営に関するマスタープランの作成を開始し, 将来構想を立案する。

研究・教育活動に伴って排出される廃棄物に関する基本的な考え方を明確にし, 適切に処理する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 社会との連携, 協力に関する具体的方策

岡山大学が有する教育機能を活用し, 社会や地域の文化的発展に貢献するとともに, 教育に対する社会のニーズに積極的に応える。

岡山大学が所有する研究資料や研究成果等の公開, 公開講座等の実施, リカレント教育の推進, サテライト教育の拡大・充実など, 地域における生涯学習の拠点としての責務を果たす。

2) 産学官連携の推進に関する基本方針

岡山大学が蓄積してきた知的財産等を活用し、社会との連携協力を積極的に推進する。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する基本方針

大学教育に対する社会の期待や学生ニーズの多様化にさらに対応していくために、大学相互の連携を深める。

4) 国際交流等に関する基本方針

教職員や学生の国際社会での活動を支援・促進するとともに、優秀な留学生の受入れ並びに岡山大学学生の留学を推進し、国際交流の拡充を図る。

5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する基本方針

諸外国の大学、研究機関、企業等と教育研究活動に関連した連携・交流することにより国際的に貢献する。

2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

共同研究、受託研究等、産学官の連携による研究の推進を図るため、研究推進・産学官連携機構を設置する。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

教育研究の将来の発展という視点から、学術交流、単位互換等、地域の大学間連携を一層推進する。

4) 国際交流等に関する具体的方策

留学プログラム、相談窓口、留学生宿泊施設等の充実など、外国人研究者、留学生を積極的に受け入れるとともに、受入れ体制をより一層整備・充実する。

岡山大学の研究者、学生の海外派遣（留学）推進のための支援体制の強化を行う。

国際交流の推進のため、国際化に対応できる職員の養成・育成等を図る。

情報ネットワーク等の基盤を整備するなどにより、海外の大学、研究機関との連携交流を推進する。

5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

国際シンポジウムなどの開催、国際共同研究など、教育研究活動面での連携・交流活発化を推進する。

発展途上国への教育・研究協力及び社会貢献を推進する。

(2) 附属病院に関する目標

1) 患者中心の人的医療環境の創生に関する基本方針

患者の尊厳の重視、患者に優しい公平な医療、温かい人間関係と連帯感の確保、仕事への情熱、患者と向き合ったオープンな医療体制など、患者の視点に立った、患者中心の人的医療環境の確立を目指す。地域のみならずより広い範囲での医療機関との連携を図り、高度な診療機能を備えた大学病院の特性を活用し、中核医療機関としての整備を推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 患者中心の人的医療環境の創生に関する具体的方策

患者の待ち時間を短縮し、移動を少なくする診療体制を確立する。駐車場の整備、受付から診療開始、検査、病院退出までの患者の動線や待ち時間の改善を図る。また、そのための電子化による患者誘導、電子カルテによる外来診療などのIT化を進める。総合診療部の設置を通して、全人的医療を行い、患者の求めに適確に対応し得る診療体制を構築するなど、患者中心の医療環境（体制）の整備・充実を図る。

大学病院の高度で先進的な診療機能と地域の保健・医療及び福祉活動との連携を図り、在宅及び地域における適切な医療及びケアのための支援を行い、患者のQOL（医療の質）の向上を目指すうえで、平成15年度院内設置した総合患者支援センターの整備を進める。患者支援のための医療ボランティアを育成する体制の整備を図るなど、患者を支援するための体制の整備・充実を図る。

2) 高度先進医療の提供，先端医療の開発並びに臨床研究の推進に関する基本方針

新しい医療の開発，最高水準の医療の提供，先端的医療の実践，地域での大学病院としての指導的役割など，大学病院の果たすべく役割・使命を再認識したうえで，高度先進医療の提供とともに，先端医療の開発並びに臨床研究の推進を図る。

既に肺，肝，小腸，腎など脳死臓器移植の施設指定を受けているが，さらに早急に心臓移植の施設指定を得て，全臓器の移植が可能な医療機関とする。

3) 良質な医療人の育成に関する基本方針

豊かな人間性の錬磨，先見性を持った人材の育成，卒前卒後臨床教育の充実，生涯教育の支援，国際的な医療人の育成，持続的自己研鑽など，良質な医療人を育成するための体制の整備を図る。

4) 効率的・効果的医療環境の構築に関する基本方針

限られた財政的資源，人的資源のもとで患者中心の効率的医療を推進するため，無駄の無い病院管理，コスト意識の推進，緊密かつ効率的チーム医療の実践，医療情報ネットワークの構築による地域医療機関との連携など，効率的・効果的医療環境を構築するための体制の整備を図る。また，将来拡張する分野の需要に対応できるよう外来部門，手術部門，検査部門などの設備と人員の充実を図り，病院経営への財政的貢献を目指す。

2) 高度先進医療の提供，先端医療の開発並びに臨床研究の推進に関する具体的方策

地域の中核的医療機関として，また我が国の医療の中心施設の一つとして，施設指定を受けている肺，肝，小腸，腎などの脳死臓器移植をさらに進めるとともに，脳死心移植，肺，肝，腎などの生体移植を推進し，安全で確立した移植医療を提供する。新生児重症心疾患の手術療法，末梢血幹細胞移植，臓器や組織の再建・機能回復の形成外科手術など，幅広い分野で高度先進医療を提供する。肺癌や前立腺癌の遺伝子細胞治療などの先端的医療を開発し，国際的水準の医療を提供する。また，医歯工学融合によるトランスレーショナル・リサーチの飛躍的進歩などによる医療と福祉の充実に貢献し得る体制の整備・充実を図る。

学外の医療機関等との共同研究や共同開発を推進するとともに，臨床治験支援センターの設置を通じて，治験の質的向上と学外医療機関との連携機能強化により，治験を迅速かつ適正に実施し得る体制の整備・充実を図る。併せて，これらに付随する外部資金の受入増に努める。

3) 良質な医療人の育成に関する具体的方策

卒後研修の必修化に対応した研修プログラムの管理・研修計画の充実を図るとともに，医療教育・卒後研修センターを発展的に拡張し，医師・歯科医師の卒前・卒後教育の充実を図る。また，選択制臨床実習の導入やBLS（一次救命措置）及びACLS（二次救命措置）の修得，さらには，臨床参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）の実施などを通じて，先見性，創造性を持った医療人の育成を目指すとともに，人命の尊さや医師の責任の重さなどを実感させるなど，創造的医療人を育成するための体制の整備・充実を図る。

4) 効率的・効果的医療環境の構築に関する具体的方策

手術部，検査部，放射線部，病理部等，中央診療施設が保有する設備の更新整備や人的資源の再配置のみならず，光学医療診療部や血液浄化療法部等の設置を通じて，より効率的・効果的医療環境が実現し得る体制の整備・充実を図る。

卒前・卒後の救急医学教育の場としての救急部の充実を図り，全身にわたる重症救急を受け入れ，岡山県の救急医療の中心として地域に貢献し得る。また，救急医療の標準化，救急重症患者の先進的医療の開発などを推進し，全国の救急医療，救急医学の発展に貢献し得る体制の整備・充実を図るとともに，社会が切望している救急担当医師の養成を目指す。

総合患者支援センターを活性化して，患者の紹介，逆紹介の一括管理を行うとともに，岡山県情報ハイウェイ等近隣地域の医療ネットワークの構築を通じて，動画像を含めた診療情報の交換を支援するシステムの充実を図るなど，地域医療の質的向上に貢献し得る体制の整備を図る。

医師，歯科医師，看護師，コ・メディカルスタッフなど，医療に携わる院内の全ての者を

5) 病院の管理体制の強化に関する基本方針

病院長，副病院長の権限及び責任を明確にするため，選考の見直し等を行うとともに，病院長のリーダーシップ及び支援体制を強化し，機動的な病院の管理運営を遂行し得る体制を構築する。

6) 病院の運営体制の強化，外部評価システムの構築等に関する基本方針

大学病院が担う医療提供機能，研究開発機能及び教育研修機能を，より効率的に実行するための戦略企画部門の設置や外部評価システムの構築など，病院運営の効率化を図るための体制を整備する。

7) 医療資源の効率的運用に関する基本方針

財務会計への移行に伴う経営手法のあり方等を追求し，人的・物的資源をより適正かつ効率的に運用するための体制を整備する。

8) 教育の質の向上に関する基本方針

医学部（医学科，保健学科）学生，歯学部学生，薬学部学生，大学院生，院内の医療従事者，院外の地域の医療従事者の教育・実習の場として，効果的に活用でき得る体制の整備を図る。

9) 施設・設備の整備に関する基本方針

既設建物・施設の老朽化の解消，医療の高度化への対応及

対象に定期的な接遇に関する研修会の開催や院外薬局の教育・研修の実施等を通じて，広く医療従事者の質的向上を図るための体制の整備を図る。

医療安全管理の指針やマニュアルの整備・充実を図るとともに，医療事故を未然に防ぐうえで既存の総合医療情報システムの効果的利用に努めるなど，医療安全管理の質的向上を図るための体制を整備する。

5) 病院の管理体制の強化に関する具体的方策

病院長の責任と権限を明確化する方策として専任化する方向で検討する。また，病院長の業務の一部を担当する副病院長を4～6名配置し，各人の担当を明確にした体制とする。加えて，病院長に助言が行える病院長補佐の配置について検討する。

6) 病院の運営体制の強化，外部評価システムの構築等に関する具体的方策

病院長直轄の戦略企画部門の設置や，病院機能評価機構等多元的な評価システムの構築，さらには，クリティカルパスの充実やチーム医療の推進など，国民から評価される無駄のない効率的な病院運営を目指す。

7) 医療資源の効率的運用に関する具体的方策

コスト意識改革に力点を置いた全職員の意識改革に努めるとともに，院内各部署の諸活動を費用効果の視点から点検・確認を行い，適正な評価のうえ，適正かつ効率的な医療資源の配分が行える院内評価システムを構築し，また，電子化等の推進により事務の簡素化，迅速化を図り，併せて業務量の変動に即応可能な人事システムを構築するなど，業務運営の改善及び効率化を図る体制を整備する。

8) 教育の質の向上に関する具体的方策

医学部医学科学生及び歯学部学生のための卒後臨床研修カリキュラムの整備，新しい医療技術の開発に貢献できる医療機関との交換留学制度の整備，看護学生のための新たな教育手法の導入についての検討，薬学生のための医療薬学教育並びに実習の充実，医療ベンチャーが参画するリエゾン・オフィス等の充実など，教育・実習機関としての体制の整備・充実を図る。

地域医師会・歯科医師会・病院薬剤師会・看護協会等と協力して，医師，歯科医師及びコ・メディカル，コ・デンタルの生涯教育のための教育・研修プログラムの作成や学内外の教育指導者を対象とした研修ワークショップを開催するなど，広く医療人の育成を図る。

9) 施設・設備の整備に関する具体的方策

病院再開発計画を継続的に推進するため，新病棟（ 期病棟 ）の早期着工に努めるととも

<p>び患者環境の向上を図るうえで、病棟，中央診療棟，外来棟など建物の改築・改修を継続的に進めていくと同時に，老朽化した医療機械・設備の更新についても継続的に進める。</p>	<p>に，計画的に整備を進める。併せて，各種検査機械設備等の更新・整備を進める。</p>
<p>(3) 附属学校に関する目標</p> <p>1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する基本方針 学校教育の実践に係わる研究開発・教育に関して，学部，大学院，附属学校園間の連携体制の充実を図る。</p> <p>2) 学校運営の改善に関する基本方針 大学の附属学校園として果たすべき役割を明確にし，附属学校園機能の強化・充実を図る。</p> <p>3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する基本方針 附属学校園としての入学者選抜のあり方を見直す等，教育・研究の活性化につながる入学者選抜方式への改善を図る。</p> <p>4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する基本方針 体系的な教職員の研修を推進するとともに，公立学校との人事交流の活性化を図ることを基本方針とする。</p>	<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 教育実習の理念を一層明確にし，教育学部と附属学校園とが一体となって，学生の教育実践力の育成を図る。</p> <p>2) 学校運営の改善に関する具体的方策 学校運営の改善を積極的に推進する。 社会に開かれた学校として，社会貢献を積極的に果たす。</p> <p>3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策 入学者選抜の改善に努める。 多様な子どもを入学させ，公立学校の教育に資する教育研究，教育実践を教育学部と附属学校園との共同で行う。</p> <p>4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策 教育学部との連携の中で，教員としての専門性，見識等を高めるための研修プログラム等を検討する。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>1) 全学的な経営戦略の確立に関する基本方針 人材，財政，施設など，大学資源の全学共有化を確立し，学長・役員会によるトップマネジメントを徹底させ，戦略的な運営体制を確立する。また，効率的運営を支援するために，高度な職能を有する人材の確保や養成を目指す。</p> <p>2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する基本方針 学長を中心とする大学執行部と部局長・部局との共通理解を得るための連携機能を強化し，効果的・機動的な大学運営を推進する。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 外部有識者を含めた経営協議会，役員会等において，全学的な経営戦略を立案し推進する。</p> <p>2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 岡山大学における教育，研究，運営等の適切な役割分担による諸機能の強化を図るなど，効率的，機動的に運営可能な意思決定システムと執行体制，部局の意見・意向を役員会等に反映させるための部局間調整機能等を構築し，大学運営の円滑化を図る。</p>

3) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する基本方針

学部長等のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営組織の整備を図るとともに、教員が教育・研究に専念できる運営体制への改善を図る。

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する基本方針

教育・研究活動の推進と発展のため、教員・職員が大学構成員としてお互いに開放的かつ有機的に連携できる運営体制への改善を図る。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する基本方針

大学の個性を伸長するため、大学の資源を集中化・共有化する。

6) 学外の有識者・専門家の登用に関する基本方針

大学経営の観点から外部有識者等の意見を多方面に取り入れる体制への改善を図る。

7) 内部監査機能の充実に関する基本方針

岡山大学の教育・研究活動を効果的に実施するため、内部監査機能の充実を図る。

8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する基本方針

国立大学法人間の連携協力体制を整備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する基本方針

各々の教育研究組織が、総合大学という位置付けの中でどのような基本的役割を果たすのかを再認識し、あるべき教育研究組織の編成や見直しのためのシステムへの改善を図る。

3) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

全学の方針に基づいて学部次元での企画立案・管理や学部経営等が機動的・戦略的に運営可能な意思決定システムと執行体制を構築する。また、大学執行部との共通理解を得る体制や教員が教学に専念できる体制を作り、学部運営の円滑化を図る。

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

理事の役割に則した事務体系を取るなど、現行の事務組織を継続的に見直し、大学執行体制と有機的に連携した機能的な事務機構を構築するなど、円滑な運営を図る。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

先進的かつ高度な研究や、最高水準の成果が期待できる研究に経済的支援を行う等、教育・研究の活性化を図るため、研究経費等の配分に競争原理を、資金の運用に経営的視点を導入する。各部局への配分は、全学的な観点や各学部の特色を勘案しつつ、必要な予算配分を行う。

6) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

法務、企業経営等の専門家を登用するなど、大学運営に学外の意見を積極的に反映させる。また、そのための仕組みを確立する。各学部は、外部有識者等の意見を積極的に取り入れる等により、部局の運営改善を図る。

7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

岡山大学の業務と財務を適切に実施するため、運営諸活動の遂行状況を公正かつ客観的な立場で検討等を行い、これに基づき改善のための助言・勧告を行う機能を持った監査室を置くなどにより、適切で実効ある内部監査システムを構築する。

8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

新国立大学協会（仮称）の共同事業に参画するなど、国立大学法人間の共同業務についての連携を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

教育内容・教育プログラムの改善、重点研究・共同研究等の推進等、教育研究の見直しを立案する専門部門の強化などにより、総合大学の本来の機能が十二分に発揮できる体制を確立する。

2) 教育研究組織の見直しの方向性に関する基本方針

教育研究活動の個性化と質的向上を図り、国際競争力のあ
る大学づくりを実現するための組織編成への改善を図る。

2) 教育研究組織の見直しの方向性に関する具体的方策

教員配置方法の転換等を図るなど、教育・研究活動において機動性、競争性、戦略性に
富んだ組織（体制）づくりが可能となるシステムを構築する。

三つの大学院系（文化科学系，医歯薬科学系，自然科学系）を中心として，卓越した研
究者養成の目標を掲げて教育の充実を図る。

- ・文学研究科・法学研究科・経済学研究科及び文化科学研究科の統合・再編を早期に行うこ
とにより，学際性と総合性を強化して，視野の広い高度専門職業人や研究者を育成する。
- ・医歯学総合研究科に薬学系を含めた医歯薬学総合研究科及び保健学研究科（後期課程）を
早期に設置し，課題探求能力と問題解決能力のある全人的医療人の育成を担う。
- ・早急に大学院自然科学研究科の組織改組を行い，国際的に通用する優れた人材の養成と先
進的研究の促進を図る。
- ・大学院連合学校教育学研究科については，構成大学間で今後とも，組織の拡充・整備を図
る。

高度専門職業人の養成に力を注ぎ，社会的要請度の大きい大学院法務研究科等の専門職
大学院の設置・充実に積極的に取り組む。

社会環境の変化に対応し，必要に応じて学部等教育研究組織の見直し及び改組転換を図る。

授与する学位の種類及び分野について

- ・大学院法務研究科の設置に伴い，学位に付記する分野の名称を新設する。
- ・文学研究科・法学研究科・経済学研究科及び文化科学研究科の統合・再編に伴い，学位
に付記する分野の名称を新設する。

3 人事の適正化に関する目標

1) 人事評価システムの整備・活用に関する基本方針

岡山大学の人的資源をより有効に活用し，教育研究活動
の一層の活性化が図れる人事評価制度の改善を図る。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する基本方針

教育・研究等の更なる発展を目指した柔軟で多様な人事制
度の構築を目指す。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する基本方針

教員人事の流動性・多様性を高め，教員組織の活性化を
図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

教員の個人評価制度の活用や，職員に対する業務評価制度の活用など，厳正な教職員の
評価により，業績を適切に反映することのできる評価システムを構築する。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

サバティカル制度の導入の検討など，国内外を問わず，優秀な人材を獲得するために，教
育，研究，管理運営等に適切に対応できる人事システムを構築する。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

任期制の拡充，公募方法の見直し，公募対象範囲の拡大等，教員人事の流動性・多様性を
高めるための人事システムを構築する。

<p>4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する基本方針 外国人教員・女性教員採用促進のための人事運営上の配慮や条件整備を図る。</p> <p>5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する基本方針 優秀な人材の確保や職員の資質の維持，向上，組織の活性化等につながる事務職員等の人事制度への改善を図る。</p> <p>6) 中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する基本方針 「人事，財務，施設」の全学共有化を確立し，教育・研究のレベルアップ，競争力強化及び個性の発揮の実現を目指す。</p>	<p>4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 教育・研究の国際化や高度化，国際貢献を推進するため，外国人教員を積極的に登用すると同時に，男女平等化社会を視野に入れた女性教員の受入れも促進する。</p> <p>5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 各分野ごとに業務に精通した専門職種を置くなど，事務職員の専門能力の向上を図るため，専門性を重視した職種を新たに設定するとともに，事務・技術系職員研修等の活用や民間研修や外国語研修などにより，研修制度の一層の拡充・整備を行う。また，他大学との人事交流については，関係機関等との調整を図りつつ，制度設計の検討を行う。</p> <p>6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 中・長期的な教職員の配置計画策定，評価及び評価に基づく見直しなど，戦略的・効果的な人的資源の活用を達成するため，人件費管理を含んだ総合的な人事管理システムを整備する。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>1) 事務処理の効率化・合理化に関する基本方針 業務内容，事務処理体制等を根本から見直し，事務処理機能の効率化・合理化を図る。</p> <p>2) 複数大学による共同業務処理に関する基本方針 国立大学法人間の共通業務処理についての連携を推進する。</p> <p>3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針 行政事務処理や教員の教育研究活動の支援業務機能にとどまらず，教員との連携のもと，大学運営の企画立案等に参画し，学長以下の役員等を直接支えるなど，専門職能集団としての機能が発揮できる事務組織編成への改善を図る。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策 業務の見直し等を行い，事務処理の効率化・合理化を推進する。また，職員一人一人の事務処理能力の強化とともに専門性の向上を図る。</p> <p>事務業務処理の電子化，事務業務のアウトソーシングの推進など，業務情報及びその活用システムの高度化を推進し，諸業務の迅速化，効率化を図る。</p> <p>2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 複数大学による共同業務の可能性を検討し，事務処理の効率化，合理化を目指す。</p> <p>3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 事務として，大学運営の企画・立案に直接参画するなど，事務組織全体の編成を事務機能及び人員数の両面から見直し，組織機能の効率化と合理化を推進する。</p> <p>大学運営の企画立案，教育研究支援等，多様化・複雑化や進展する社会環境に応える総合的・機動的かつ柔軟な事務組織体制の確立を目指す。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>1) 科学研究費補助金等の外部資金増加に関する基本方針 科学研究費補助金，受託研究費，奨学寄附金等の外部資金</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 科学研究費補助金等の外部資金増加に関する具体的方策 外部資金獲得につながる情報（公募状況や企業ニーズ等）提供，産業界等とのパイプ役と</p>

<p>の拡充を図る。</p> <p>2) 収入を伴う事業の実施に関する基本方針 教育研究等の業務や事業等の拡大を図ることにより、自己収入の確保に努める。</p>	<p>しての専門職員の配置など、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金、共同研究費及び奨学寄附金等の獲得に組織として積極的に取り組む。</p> <p>2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 学生・患者等に対するサービス業務の推進や病院運営の効率化・適正化を図る。また、新たな事業を企画することにより収入の安定的確保に努める。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>1) 管理的経費の抑制に関する基本方針 経営手法を取り入れた効率的な大学運営を行うことなど、管理的経費の抑制に努める。</p> <p>2) 非常勤講師手当等の抑制に関する基本的目標 岡山大学の教育目標を達成するための教育実施体制の中で、非常勤講師等の必要性を再検討し、その結果を非常勤講師手当等の抑制に反映させる。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策 業務の外部委託、事務の合理化及び情報化の推進、共通部分の節電等により、管理的経費や人件費の抑制に努める。</p> <p>2) 非常勤講師手当等の抑制に関する具体的方策 教員一人一人が教育上の担う役割を再確認することにより、非常勤講師の役割を明確にし、教育実施体制の見直しを行うなどにより、非常勤講師手当等の抑制に努める。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>1) 資産の効率的・効果的運用に関する基本方針 岡山大学が保有する資産の効率的・効果的運用に努める。</p> <p>2) 施設設備の有効利用に関する基本方針 施設設備は全学共有資産として、有効利用を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 岡山大学が保有するすべての資産を検証の上、施設利用に対する有料化など、有効な資産管理方法を検討し、効率的かつ効果的な資産運用システムを検討する。</p> <p>2) 施設設備の有効利用に関する具体的方策 施設マネジメントの概念により、キャンパス全体について総合的かつ長期的視点から、教育研究活動のための施設の確保・活用を図る。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>1) 自己点検・評価の改善に関する基本方針 大学における学術レベルの向上と個性化のために、教員の個人評価と部局・領域等の評価制度を確立させる。</p> <p>2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための基本方針 評価結果を教育研究の向上、大学運営等の改善等に反映させる。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 評価データ等の一元管理システムの措置や、国際外部評価の実施などにより、自己点検・評価、外部評価機関による第三者評価等の学内実施体制と評価内容の充実を図る。</p> <p>2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 自己点検・評価、外部評価、第三者評価、学生による授業評価、授業アンケート等の学内評価結果を教育研究の向上、大学運営等の改善等に十分に反映させる。</p>

<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する基本方針</p> <p>大学に関する様々な情報を積極的かつ客観的に開示し、社会に対する説明責任を果たすと同時に、大学の魅力や特徴を広く学内外に広報するための体制と戦略を構築し、効果的で効率的な広報機能を確立する。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策</p> <p>岡山大学の研究成果、教育内容、財務状況、管理運営体制、社会貢献などの内容に関する情報をホームページに掲載とともに、外部情報機関に積極的かつ客観的に社会に提供する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>1) 良好なキャンパス環境を形成するための基本方針</p> <p>知的創造活動、高度教育研究活動の拠点にふさわしい国際水準の教育研究環境整備を図る。</p> <p>2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する基本方針</p> <p>岡山大学の教育研究目標等に基づいた既存施設等の有効活用と維持管理体制への改善を図る。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 施設等の整備に関する具体的方策</p> <p>岡山大学における教育研究の発展を図るため、総合的・長期的・全学的な視点に立った新たな施設整備の推進と施設マネジメントの執行体制を確立する。</p> <p>2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <p>施設の利用状況、設備の整備状況等を把握するなどにより、既存施設の有効利用と効率的なメンテナンスの促進を図る。</p> <p>学生の視点に立った学生のためのキャンパス環境整備、障害のある学生も健常な学生も、ともに安全に大学生活を過ごすことのできる施設等の整備、社会への大学の開放という視点に立ったキャンパス整備など、教育環境に相応しいキャンパスづくりを推進する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>1) 安全管理・事故防止に関する基本方針</p> <p>知的創造活動、高度教育活動の拠点にふさわしい、安全で快適なキャンパス環境の整備を図る。</p> <p>2) 学生等の安全確保等に関する基本方針</p> <p>安全で快適な学生生活等を送るための体制づくりを全学をあげて推進すること及び教職員の安全確保のための学内体制を確立する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <p>災害防止計画等を策定するなど、労働安全衛生法等を踏まえ、責任体制の明確化及び労働災害の防止等に関する総合的、計画的な学内労働安全衛生管理体制の確立を目指す。</p> <p>大学の使命である良質の教育・研究及び診療の提供を行うため、危機管理体制及び医療安全管理体制の確立を目指す。</p> <p>2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <p>学生等の教育研究やキャンパス生活における災害等防止のための安全管理体制を強化するとともに、各部局は学生に対する安全衛生教育の実施のみならず、安全衛生に関する講習会や講演会等に教職員・学生を積極的に参加させる。</p>

中期目標の別表（学部，研究科等）

<p>学 部</p>	<p>文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 環境工学部 農学部</p>
<p>研 究 科</p>	<p>文化科学研究科 自然科学研究科 医歯学総合研究科 教育学研究科 保健学研究科 法務研究科 連合学校教育学研究科（兵庫教育大学大学院の参加校である。）</p>
<p>附 置 研 究 所</p>	<p>資源生物科学研究所</p>

中期計画の別表（収容定員）

平成16年度	文学部	700人		文化科学研究科	237人	
	教育学部	1120人		うち博士後期課程	36人	
		うち教員養成に係る分野	800人	うち博士前期課程	201人	
	法学部	1100人		自然科学研究科	1363人	
	経済学部	1120人		うち博士後期課程	369人	
	理学部	600人		うち博士前期課程	994人	
	医学部	1270人		医歯学総合研究科	550人	
		うち医師養成に係る分野	590人	うち博士課程	510人	
	歯学部	350人		うち修士課程	40人	
		うち歯科医師養成に係る分野	350人	教育学研究科	175人	
	薬学部	320人		保健学研究科	52人	
	工学部	1900人		法務研究科	60人	
	環境理工学部	600人		うち法曹養成課程	60人	
	農学部	480人				
		学部の計	9560人			
				博士課程の計	915人	
			修士課程の計	1462人		
			法曹養成課程の計	60人		
			研究科計	2437人		
			+ 【合計】	11997人		

中期計画の別表（収容定員）

平成17年度	文学部	700人	文化科学研究科	237人
	教育学部	1120人	うち博士後期課程	36人
	うち教員養成に係る分野	800人	博士前期課程	201人
	法学部	1050人	自然科学研究科	1363人
	経済学部	1090人	うち博士後期課程	369人
	理学部	600人	博士前期課程	994人
	医学部	1270人	医歯学総合研究科	552人
	うち医師養成に係る分野	590人	うち博士課程	512人
	歯学部	350人	修士課程	40人
	うち歯科医師養成に係る分野	350人	教育学研究科	180人
	薬学部	320人	保健学研究科	52人
	工学部	1900人	法務研究科	120人
	環境理工学部	600人	うち法曹養成課程	120人
	農学部	480人		
	学部の計	9480人	博士課程の計	917人
			修士課程の計	1467人
			法曹養成課程計	120人
		研究科計	2504人	
		+ 【合計】	11984人	

中期計画の別表（収容定員）

平成18年度	文学部	700人		文化科学研究科	236人	
	教育学部	1120人		うち博士後期課程	36人	
		うち教員養成に係る分野	800人	博士前期課程	200人	
	法学部	1000人		自然科学研究科	1363人	
	経済学部	1060人		うち博士後期課程	369人	
	理学部	600人		博士前期課程	994人	
	医学部	1270人		医歯学総合研究科	552人	
		うち医師養成に係る分野	590人	うち博士課程	512人	
	歯学部	350人		修士課程	40人	
		うち歯科医師養成に係る分野	350人	教育学研究科	180人	
	薬学部	320人		保健学研究科	52人	
	工学部	1900人		法務研究科	180人	
	環境理工学部	600人		うち法曹養成課程	180人	
	農学部	480人				
		学部の計	9400人			
			博士課程の計	917人		
			修士課程の計	1466人		
			法曹養成課程計	180人		
			研究科計	2563人		
			+ 【合計】	11963人		

中期計画の別表（収容定員）

平成19年度	文学部	700人		文化科学研究科	236人	
	教育学部	1120人		うち博士後期課程	36人	
		うち教員養成に係る分野	800人	博士前期課程	200人	
	法学部	960人		自然科学研究科	1363人	
	経済学部	1040人		うち博士後期課程	369人	
	理学部	600人		博士前期課程	994人	
	医学部	1270人		医歯学総合研究科	552人	
		うち医師養成に係る分野	590人	うち博士課程	512人	
	歯学部	350人		修士課程	40人	
		うち歯科医師養成に係る分野	350人	教育学研究科	180人	
	薬学部	320人		保健学研究科	52人	
	工学部	1900人		法務研究科	180人	
	環境理工学部	600人		うち法曹養成課程	180人	
	農学部	480人				
		学部の計	9340人			
			博士課程の計	917人		
			修士課程の計	1466人		
			法曹養成課程計	180人		
			研究科計	2563人		
			+ 【合計】	11903人		

中期計画の別表（収容定員）

平成 20 年 度	文学部	700人		文化科学研究科	236人	
	教育学部	1120人		うち博士後期課程	36人	
		うち教員養成に係る分野	800人	博士前期課程	200人	
	法学部	900人		自然科学研究科	1363人	
	経済学部	980人		うち博士後期課程	369人	
	理学部	600人		博士前期課程	994人	
	医学部	1270人		医歯学総合研究科	552人	
		うち医師養成に係る分野	590人	うち博士課程	512人	
	歯学部	350人		修士課程	40人	
		うち歯科医師養成に係る分野	350人	教育学研究科	180人	
	薬学部	320人		保健学研究科	52人	
	工学部	1900人		法務研究科	180人	
	環境理工学部	600人		うち法曹養成課程	180人	
	農学部	480人				
		学部の計	9220人			
			博士課程の計	917人		
			修士課程の計	1466人		
			法曹養成課程計	180人		
			研究科計	2563人		
			+ 【合計】	11783人		

中期計画の別表（収容定員）

平成21年度	文学部	700人		文化科学研究科	236人	
	教育学部	1120人		うち博士後期課程	36人	
		うち教員養成に係る分野	800人	博士前期課程	200人	
	法学部	900人		自然科学研究科	1363人	
	経済学部	980人		うち博士後期課程	369人	
	理学部	600人		博士前期課程	994人	
	医学部	1270人		医歯学総合研究科	552人	
		うち医師養成に係る分野	590人	うち博士課程	512人	
	歯学部	350人		修士課程	40人	
		うち歯科医師養成に係る分野	350人	教育学研究科	180人	
	薬学部	320人		保健学研究科	52人	
	工学部	1900人		法務研究科	180人	
	環境理工学部	600人		うち法曹養成課程	180人	
	農学部	480人				
		学部の計	9220人			
			博士課程の計	917人		
			修士課程の計	1466人		
			法曹養成課程計	180人		
			研究科計	2563人		
			+ 【合計】	11783人		